



令和8年度 市営住宅森尾団地2号棟解体工事

金抜設計書

工事番号 2026097400

工事名 令和8年度 市営住宅森尾団地2号棟解体工事

施工場所 加東市岩屋258番地1（市営住宅森尾団地）

兵庫県 加東市

[illegible]

工事名称 令和8年度 市営住宅森尾団地2号棟解体工事

工事場所 加東市岩屋258番地1（市営住宅森尾団地）

(工事価格 _____)
(調査基準価格 _____)
(調査基準価格の100/110 _____)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

令和 8 年度 市営住宅森尾団地 2 号棟解体工事仕様書

目 次

1. 工事名等	P. 3
2. 工事内容	P. 3
3. 共通事項	P. 3
4. 仮設工事	P. 12
5. 解体施工	P. 14
6. 石綿含有建材除去工事	P. 19
7. 提出書類一覧表	P. 25
8. 加東市週休 2 日制工事特記仕様書	P. 26
〔別紙 1〕 工事看板例	P. 29
9. 公共建築工事共通費積算基準特記仕様書	P. 30

令和 8 年度 市営住宅森尾団地 2 号棟解体工事

仕様書

1. 工事名等

工事番号 2026097400
工事名称 令和 8 年度 市営住宅森尾団地 2 号棟解体工事
工事場所 加東市岩屋 2 5 8 番地 1 (市営住宅森尾団地)
工 期 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 5 日まで

2. 工事内容

(1) 対象建物

市営住宅森尾団地 2 号棟 PC 造 2 階建 延べ床面積 2 1 3 . 7 4 m²
上記建物の解体工事を行う。

(2) 週休 2 日制工事

本工事は、週休 2 日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休 2 日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。その他、週休 2 日制度の活用に当たっては「加東市 週休 2 日制度を活用する工事に係る事務取扱要領【建築工事等】」に基づき実施すること。なお、週休 2 日制度に係る労務費の補正は行わない。

3. 共通事項

(1) 契約

工事契約は、加東市工事請負契約約款による。

(2) 契約不適合責任期間

工事一般 加東市へ引き渡した日より、2 年。

(3) 現場代理人及び主任技術者の設置

受注者は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 2 に基づき、本工事における現場代理人を決め、現場代理人届を提出する。また、同法第 26 条に定める主任技術者及び監理技術者についての資格を証明する資料を提出する。

(4) 一般事項

適用範囲

建築物解体工事共通仕様書（以下「解体共通仕様書」という。）は、建築物等の解体工事に適用する。

(5) 受注者は、設計図書（別冊の図面、解体共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、責任をもって履行する。

(6) 解体共通仕様書の適用

解体共通仕様書の 2 章以降の各章は、1 章と併せて適用する。

(7) 優先順位

全ての設計図書は、相互に補完する。但し、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次の（ア）から（オ）までの順番の通りとし、これにより難しい場合は、本仕様書「(11) 疑義に対する協議等」による。

（ア）質問回答書（（イ）～（オ）に対するもの）

（イ）現場説明書

- (ウ) 特記仕様書
- (エ) 別冊の図面
- (オ) 解体共通仕様書

(8) 用語の定義

- (ア) 「監督職員」とは、契約書に基づく監督職員、監督員又は監督官をいう。
- (イ) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。
- (ウ) 「監督職員による完了検査」とは、施工の各段階で、受注者が確認した施工状況、調査結果等について、受注者等から提出された施工管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。なお、「施工管理記録」とは、施工管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
- (エ) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (オ) 「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (カ) 「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価するために、発注者又は検査職員が行う検査をいう。

(9) 官公署その他への届出手続き等

- ① 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- ② ①に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。
- ③ 関係法令等に基づき官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。

(10) 工事实績情報システム（CORINS）への登録

- ① 工事实績情報システム（CORINS）への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。但し、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日は含まない。
 - (ア) 工事受注時 契約締結後 10 日以内
 - (イ) 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内
 - (ウ) 工事完成時 工事完成後 10 日以内なお、変更登録は、工期、技術者等の変更が生じた場合に行う。
- ② 登録後は、登録されてたことを証明する資料を、監督職員に提出する。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

(11) 疑義に対する協議等

- ① 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は解体方法等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
- ② ①の協議を行った結果、設計図書の訂正及び設計変更を行う場合は、本仕様書「3. 共通事項（12）設計変更」を適用する。
- ③ ①の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項については、記録を整備する。

(12) 設計変更

工事着手後、設計変更が生じた時は、変更契約書に基づき、監督職員と打合せの上、変更工事に着手する。なお、設計変更が生じたことにより工事請負金額の変更を行う場合は、各工事とも契約時の設計単価及び経費率により、設計金額に落札率を乗じて請負金額の増減を行う。但し、解体方法等の関係で軽微な変更を行う場合は、請負金額の増減は行わない。

(13) 工事の一時中止に係る事項

次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

（ア）埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合

（イ）関連工事等の進捗が遅れた場合

（ウ）工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合

（エ）第三者又は工事関係者の安全を確保する場合

（オ）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰することができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状況が変動した場合

(14) 工期変更に係る資料の提出

契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

(15) 埋蔵文化財その他の物件

工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

(16) 近隣対策等

① 工事着手前に、地元関係者（地元自治振興会長、地元自治会長、地元地区長、周辺住民、隣接地地権者、車両通行敷地所有者等）等に工事内容の説明や協力依頼等の連絡調整を行う。

② 工事に伴う近隣住民との紛争又は工事に起因して発生した近隣建物・樹木・その他への被害及び苦情等は、受注者の責任において、誠意をもって解決する。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に書面で報告する。

(17) 近隣建物等調査

近隣建築物等調査を行う場合は、解体工事に先立ち、近隣建物等（家屋、工作物等）の既存状態を正確に把握するための調査を行う。この調査は、工事が細心の注意を払って施工されているにも関わらず、不可避免的に発生する損傷に対し、その内容の確認、受忍の範囲及び修復の程度等について、判断基準となる資料を作成することを目的として行う。

① 調査区域は、特記による。特記がなければ、工事区域に沿った建物等とし、監督職員と協議して定める。

② 工事施工前と工事施工完了後に、近隣建物等（家屋、工作物等）の調査を行う。なお、調査項目は水準測量、傾斜測定、内外部の亀裂等損傷調査とし、写真撮影及び図面作成等を行い、現況を記録する。

③ 調査内容については、近隣建物等の調査計画書を提出し、監督職員の承諾後に調査を行う。

- ④ 近隣建物等調査完了後、成果品として近隣建物等調査報告書（電子データ共）を提出する。

(18) 実施工程表

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- ② 実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。
- ③ 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに變更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- ④ ③によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告すると共に、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- ⑤ 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。

(19) 施工計画書

- ① 工事の着手に先立ち、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法、建設副産物の処理等について、施工の具体的な計画を定めた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。
- ② 施工計画書の作成に当たり、関係工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。
- ③ 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告すると共に、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

(20) 工事の記録等

- ① 設計図書に定められた施工箇所全てにおいて、①工事前・②工事中・③工事後の写真を必ず撮影する。
- ② 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- ③ 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
- ④ 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する場合は、施工管理記録、解体工事状況の工事写真等を整備する。
 - （ア）設計図書に定められた施工の確認を行った場合
 - （イ）解体共通仕様書[3.2.1（事前措置）及び3.3.1（解体順序）]の各段階における工程の途中及び一工程が完了した場合
 - （ウ）解体共通仕様書[4.1.2（ア）建設副産物]を処理する場合
 - （エ）適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合
- ⑤ ②から④までの記録等について、監督職員から請求されたときは、提示又は提出する。なお、完了検査時には、施工箇所全ての工事写真（工事前・工事中・工事後）をアルバムに整理し提出する。

(21) 施工管理

- ① 工事に先立ち、当該工事対象建築物、埋葬物、周辺状況等を十分把握し、適切な施工管理体制を確立し、工程、安全、建設副産物処理等の施工管理を行う。
- ② 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。
- ③ 解体施工に携わる下請負人について、建設業法又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく要件を証明する資料を監督職員に提出する。
- ④ 解体工事範囲内の建築物、工作物、その他指定された区分の障害物は全て撤去する。また、樹木の伐採、移植等については特記による。特記がなければ、伐採、

移植の時期及び方法等については、監督職員と協議の上、決定する。

- ⑤ 電気設備解体工事に伴う配管、配線、ハンドホール類は、原則としてすべて撤去し、必要に応じて埋戻しを行う。詳細は、施工前に監督職員と協議の上、決定する。
- ⑥ 機械設備解体工事に伴う給排水管、消火配管、空調配管、ガス配管、ダクト類、柵類は、原則としてすべて撤去し、必要に応じて埋戻しを行う。詳細は、施工前に監督職員と協議の上、決定する。また、家電リサイクル法で、処理方法が定められているものがある場合は、適切に処理する。フロンを使用している空調設備機器撤去に際しては、関係法令に従い回収を行う。
- ⑦ 電気・ガス・電話・給排水設備の端末処理は、受注者が関係機関に手続きを行い処理する。原則として、ガス・給水設備はメーターまで撤去（メーターは残置）し、排水設備は最終柵以降を残すこと。なお、端末処理について不確定部分がある場合は、監督職員と協議の上、決定する。
- ⑧ 解体工事後は、ガラ、ゴミ、ガラスくず等が残らないようにする。
- ⑨ 解体工事中に土壤汚染について疑われることが明らかになった場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受ける。

(22) 建設副産物対策等の責任者

次の（ア）から（ウ）の責任者を選任し、適切な業務を行う。なお、責任者は兼任することができる。

（ア）建設副産物対策責任者

建設副産物対策が適切に実施されるよう指導する者として、建設副産物対策の責任者を選任し、監督職員に報告する。

（イ）特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。

（ウ）産業廃棄物処理責任者

当該現場に産業廃棄物処理施設を設ける場合は、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理責任者を選任し、監督職員に報告する。

(23) 施工管理技術者

施工管理技術者は、工事に相応した能力を有する者とし、工事の施工、解体等に係る指導及び品質管理を行う。品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

(24) 電気保安技術者

① 電気保安技術者は次により、配置は特記による。

（ア）事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

（イ）一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。

② 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。

③ 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

(25) 工事用電力設備の保安責任者

- ① 工事用電力設備の保安責任者を定め、監督職員に報告する。
- ② 保安責任者は、関係法令に基づき、適切な保安業務を行う。

(26) 施工条件

- ① 施工日及び施工時間は次による。
 - (ア) 現場での施工時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までを基本とし、これを変更する必要がある場合、又は、休日及び夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
 - (イ) 騒音が発生する工事、又は、周辺住民の通行に影響のおそれある工事が生じる場合は、あらかじめ監督職員と協議し承諾を受ける。
- ② 施工現場内での、全ての現場監督及び作業員（下請け業者含む）は、必ず名札を着用する。
- ③ ①及び②以外の施工条件は、特記による。特記がなければ監督職員と協議する。

(27) 工程会議及び立会い

受注者は、工事中における定期的な工程会議を 2 ～ 3 週間に 1 回開催する。また、必要が生じた時には、その都度開催する。その際、現場代理人及び関係者は必ず出席する。さらに、現場において、工程及び施工上打合せが必要な時は、その前日までに監督職員に対して立会いの請求を行い、立会いの日時については、監督職員の指示を受ける。

(28) 打合せ及び記録

工事着手時、工事中における工程会議及びその他打合せ必要時に行った打合せ内容を、速やかに「打合せ記録簿（A4 版）」として書面で整理し、その都度、監督職員に提出する。

(29) 施工中の安全確保

- ① 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、その他関連法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（令和元年 9 月 2 日付け国土交通省告示第 496 号）及び建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日付け建設省営監発第 13 号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- ② 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- ③ 周辺道路の架空線・ケーブルは、各管理会社と打合せを行い、防護管等を取付けたうえで、解体工事に着手する。
- ④ 車両及びタイヤの洗車場を敷地内に設置し、近隣路面の汚染の防止と保護を努めると共に、道路は常に散水等で清掃する。なお、敷地内に洗車場を設置することが出来ない場合は、常に道路への散水及び清掃に努める。
- ⑤ 工事用車両の通行に際して、工事期間中は、常時交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保する。
- ⑥ 工事の施工に当たり、工事個所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。但し、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
- ⑦ 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意すると共に、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずる。
- ⑧ コンクリート破砕片、鉄筋・鉄骨の切断片等の飛散により、第三者及び作業員に危害を与えないよう、解体作業区域を関係者以外の立入禁止区域とし、必要に応

じて監視員を置くなどの措置を講ずる。

⑨ 工事現場内及びその周辺の安全巡視を行い、災害防止に努める。

⑩ 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督職員に報告する。

(ア) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。

(イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する。但し、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督職員に報告の上、対応を行う。

(30) 交通安全管理

建設副産物の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整の上、交通安全の確保に努める。

(31) 災害等発生時の安全確保

災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させると共に、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、速やかに、災害及び事故発生の原因、経過及び被害内容等を監督職員に書面で報告する。

(32) 施工中の環境保全等

建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、廃棄物処理法、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）、その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号）を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。なお、工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化に努める。

(33) 騒音・振動の測定

解体工事における騒音・振動を測定する場合は、常に騒音・振動計を現場に、適切に配置及び表示し、記録する。受注者は、測定記録を監督職員の求めに応じて、いつでも提示できるようにしておく。測定記録は整理し、報告書として提出する。

(34) 発生材の処理

解体工事に伴い発生する建設副産物の処理は、次による。

(ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。特記がなければ、引渡しを要するものは、金属類及びポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）含有物とする。なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。

(イ) 発生材のうち、工事現場において再利用及び再資源化を図るものは、特記による。なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成し、監督職員に提出する。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理の上、監督職員に報告する。

(エ) 解体共通仕様書の 4 章（建設廃棄物の処理）、5 章（特別管理産業廃棄物の処理）、6 章（石綿含有建材の除去及び処理）及び 7 章（特殊な建設副産物の処

理)に基づいて処理を行う。

- (1) 解体工事に伴い発生する建設廃材等の産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に処理する。
 - (2) PCB を含む機器類、PCB 含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、ダイオキシン類等の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、適正に処理する。
 - (3) 石綿を含有する、石綿含有吹付材、石綿含有保温材（石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材）、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材等の産業廃棄物は、大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省第 21 号。以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令に基づき、適正に処理する。
 - (4) フロン類等の特殊な建設副産物等は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 年法律第 53 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律 117 号）、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律 117 号）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）に基づき、適正に処理する。
- (オ) 建築物解体工事完了後、竣工書類の一部として、建設廃棄物処理委託契約書、マニフェスト票（D 票、E 票）の写し及び処分した廃棄物の種類・廃棄量のわかる書類と共に提出する。
- (カ) 受注者は、積込状況、運搬状況（工事現場出発時）、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、ストックヤードの状況、受入れ地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る）、現場内での分別状況、再資源の利用状況等を、廃棄物処理状況記録として撮影する。写真には黒板等を用いて日付記載を行う。また、解体工事完了時には、竣工書類の一部として、廃棄物処理状況記録写真として、整理し提出する。
- (35) 石綿含有建材の調査
- あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の調査を行う。
- (ア) 調査範囲、既存設計図書、石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、特記による。
 - (イ) 調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出すると共に、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。なお、分析調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日基発第 0821002 号、最終改正令和 3 年 12 月 22 日基発 1222 第 17 号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は特記による。
 - (ウ) 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。
 - (エ) 調査の結果、石綿含有建材の除去工事を行う場合は、本仕様書「6.【石綿含有建材除去工事】特記事項」による。
- (36) 仕様書に記載されていない項目について
- 本仕様書に記載されていない項目については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」（最新版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（最新版）による。

(37) 完了検査

- ① 受注者は、監督職員による完了検査を受ける前に、受注者及び解体施工業者と共に、必ず自主検査を行い、当該工事の完了を確認する。その後、工事監理者による監理者検査を受け、監理者による完了検査終了後、監督職員に完了報告書を提出する。
- ② 監督職員は、受注者と事前に打ち合わせの上、日時を決定し、検査日を通知する。
- ③ 受注者は、完了検査日までに監督職員が指示した書類を、事前に工事監理者による検査を受け、工事監理者確認印の押印された竣工書類一式を発注者に提出する。
- ④ 完了検査は、工事検査及び技術検査を行う。

(ア) 工事検査

- (1) 契約書に基づく工事を完成した時の通知は、次の(a)及び(b)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
 - (a) 監督職員の指示を受けた事項が全て完了していること。
 - (b) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全て完了していること。
- (2) 契約書に基づく部分払いを請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(1)の要件を満たすものとする。
- (3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (4) 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。

(イ) 技術検査

- (1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく技術検査を行う時期は、次による。
 - (a) 工事検査の(1)及び(2)に示す工事検査を行うとき。
 - (b) 工事施工途中における技術検査（中間技術検査）の実施回数及び実施する段階が特記された場合は、その実施された段階に到達したとき。
 - (c) 発注者が特に必要と認めたとき。
- (2) 技術検査は、発注者から通知された検査日に受ける。
- (3) 技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。

4. 【仮設工事】特記事項

(1) 一般事項

建築物等を解体するために必要な仮設工事に適用する。

(2) 仮設材料

仮設に使用する材料は、適切な性能を有するものとし、新品に限らない。

(3) 騒音・粉じん等の対策

① 騒音・粉じん等の対策は次の（ア）から（ウ）までにより、適用は特記による。
特記がなければ、（ア）による。なお、シート類は防炎処理されたものとする。

（ア）防音パネルは、隙間なく取り付ける。

（イ）防音シートは、重ねと結束を十分に施し、隙間なく取り付ける。

（ウ）養生シート等は、隙間なく取り付ける。

② 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等は、特記による。足場等は、防音パネル等の取付に適した材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

③ ブレーカー、穿孔機、圧砕機等による粉じん発生部には、飛散防止対策を行う。

④ 解体共通仕様書[3.8.2（躯体の解体）(3)（ウ）]の「転倒解体」を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。

(4) 足場等

① 足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）その他関係法令等に基づき、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

② 足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成 21 年 4 月 24 日）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

③ 屋根等での作業における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

④ 定置する足場、作業構台等は、関連工事等の関係者に無償で使用する。

(5) 仮設物

監督職員事務所等

① 監督職員事務所の設置、規模及び仕上の程度は、特記による。

② 監督職員事務所の設備、備品等

（ア）監督職員事務所に設ける設備は、監督職員と協議する。

（イ）監督職員事務所に設置する備品等の種類及び数量は、特記による。

（ウ）監督職員事務所の光熱水費、通信費、消耗品費等は、受注者の負担とする。

③ 仮設物の設置は、関係法令等に基づき行う。なお、作業員宿舍は、工事現場内に設けない。

④ 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。

⑤ 工事完成までに、仮設物を撤去し、撤去跡及び付近の清掃、地均し等を行う。

(6) 山留め

① 山留めの設置

（ア）山留めは、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）その他関係法令等に基づき、安全に設置する。

（イ）山留めは、地盤の過大な変形や崩壊を防止できるものとし、地盤調査報告書、

工事現場の土質状況等を総合的に判断し、適切な構造計算を行い、所定の耐力を有するものとする。

② 山留めの管理

山留め設置期間中は、常に周辺地盤、山留めの状態を点検及び計測する。異常を発見した場合は、直ちに適切な措置を講じ、監督職員に報告する。

③ 山留めの撤去

山留めの撤去は、撤去しても安全であることを確認した後、慎重に行い、鋼材等の抜き跡は地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる。

5. 【解体施工】特記事項

(1) 一般事項

建築物等の解体施工に適用する。

(2) 用語の定義

用語の定義は、次による。

- ① 「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物等をその処理形態に応じて分別し、当該建築物を計画的に解体することをいう。
- ② 「破碎解体」とは、圧搾機、ブレーカー等により、躯体を破碎して解体することをいう。
- ③ 「転倒解体」とは、柱、壁等の転倒方向を定めて脚部の一部を破壊し、所定の方
向に転倒させ解体することをいう。
- ④ 「部材解体」とは、カッター、ワイヤソー等により、躯体を部材ごと又は柱、梁
等の部材が組み合ったブロックごとに、切離し解体することをいう。
- ⑤ 「自立解体」とは、柱、壁等が他の架構、壁等から切り離され、自立した状態を
いう。

(3) 施工計画調査

解体施工に係る施工計画調査は、次による。

- ① 解体等の施工計画作成に係る調査。
- ② 構造的安全性等に係る次の（ア）から（エ）までの調査。
 - （ア）重機、コンクリート破砕片等の想定される荷重に対する、床及び梁の強度等の
構造計算による確認。
 - （イ）異種構造接合部の状況調査。
 - （ウ）内装材等の解体後における構造体の劣化状況調査。
 - （エ）カーテンウォール取付状況等の調査。

(4) 有害物質を含む材料の処理

解体部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることが発見された場合、
監督職員と協議する。

(5) 事前措置

建築物の解体に先立ち、次の事前措置を行う。

- ① 特別管理産業廃棄物は、解体共通仕様書[5章（特別管理産業廃棄物の処理）]によ
る処理を行う。
- ② 石綿含有建材は、解体共通仕様書[6章（石綿含有建材の除去及び処理）]による
処理を行う。石綿含有建材の除去工事を行う場合は、本仕様書「6.【石綿含有建
材除去工事】特記事項」による。
- ③ 特殊な建設副産物は、解体共通仕様書[7章（特殊な建設副産物の処理）]による
処理を行う。
- ④ 各種設備機器の停止並びに給水、ガス、電力及び通信の供給が停止していること
を確認する。なお、給水管、ガス管、ケーブル等の切断は、次(1)及び(2)による。
 - (1) 切断は、解体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管等は一次側を
プラグ止めとし、止水又は漏えい防止の措置を講ずる。また、切断位置を明
確にし、記録を監督職員に提出する。
 - (2) 工事に支障となる配管、配線等の切り回しが必要な場合は、監督職員と協議
する。
- ⑤ 落下するおそれのある付属物は、事前に撤去する。

- ⑥ 建築物等の解体に当たり、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、監督職員と協議の上、駆除等を行う。
- ⑦ 電気設備のコンデンサ等は、残留電荷を確認し、残留がある場合は放電を行う。
- ⑧ 蓄電池等は、充電状態の確認を行い、短絡等による事故を防止する。
- ⑨ 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。
- ⑩ 浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等は、事前に回収し、洗浄、消毒等の措置を行うものとし、適用は、特記による。なお、措置を行う場合は、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。
- ⑪ オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油は、事前に回収し、洗浄等の措置を行うものとし、適用は、特記による。但し、廃油は、解体共通仕様書[5.4.1（特別管理産業廃棄物の処理等）(4)]により、処理する。なお、措置を行う場合は、異臭の発生並びに周囲及び途中への汚染を防止する。

（６）解体順序及び方法

① 解体順序

解体は、本仕様書「（５）事前措置」を行った後、建設リサイクル法に基づき、次の（ア）から（ウ）までに示す順序による。但し、これにより難しい場合は順序を変更し、監督職員に報告する。

（ア）建築物

- (1) 建築設備及び内装材の取外し
- (2) 屋根葺材等の取外し
- (3) 外壁材の取壊し
- (4) 躯体の取壊し
- (5) 基礎及び杭の取壊し

（イ）工作物（建築物以外のもの）

- (1) さく、照明設備の付属物の取外し
- (2) 工作物のうち基礎以外の部分の取壊し
- (3) 基礎及び杭の取壊し

（ウ）その他

- (1) 構内舗装等の取壊し
- (2) 地下埋設物及び埋設配管の取壊し

② 解体方法

（ア）解体の方法は、次のいずれかとする。

- (1) 手作業
- (2) 手作業及び機械による作業

（イ）本仕様書「（６）①解体順序」のうち、「（ア）(1)建築設備及び内装材の取外し」及び「（ア）(2)屋根葺材等の取外し」並びに「（イ）(1)さく、照明器具等の取外し」の解体方法は、手作業とする。但し、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、手作業及び機械による作業によることができる。

（７）建築設備

① 建築設備

（ア）電気設備は、次の(1)から(7)までの種類ごとに分別解体する。

- (1) 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物
- (2) 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品
- (3) 機器類

- (4) 断熱材
- (5) 配管類
- (6) 電線及びケーブル類
- (7) その他の電気設備

(イ) 機械設備は、次の(1)から(6)までの種類ごとに分別解体する。

- (1) 配管及びダクト
- (2) 機器類
- (3) 保温材
- (4) ユニットバス等
- (5) 衛生陶器類
- (6) その他の機械設備

(8) 内装材

内装材は、次の(1)から(6)までの種類ごとに分別解体する。

- (1) 木材
なお、C C A 処理木材の処理方法は、解体共通仕様書[4.5.1（処理に注意を要する建設廃棄物）（7）]による。
- (2) 鋼製建具、アルミニウム製建具、ステンレス製建具等
- (3) せっこうボード
なお、せっこうボードの処理方法は、解体共通仕様書[4.5.1（処理に注意を要する建設廃棄物）（4）]による。
- (4) A L C パネル
- (5) 壁、天井材等の軽量鉄骨下地等
- (6) その他の内装材等

(9) 屋根葺材等

① 屋根葺材

屋根葺材等は、次の(1)から(4)までの種類ごとに分別解体する。

- (1) 長尺金属板、折板等
- (2) 粘土瓦、セメント瓦等
- (3) 屋根葺材等の金属下地等
- (4) その他の屋根葺材等

② 屋根葺材等の取外しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。

(10) 屋根防水

屋根防水材等は、次の(1)から(5)までの種類ごとに分別解体する。

- (1) 防水層保護のコンクリート
- (2) れんが等
- (3) 断熱材等
- (4) アスファルト防水材
- (5) その他の防水材等

(11) 外壁材

外壁材は、次の(1)から(8)までの種類ごとに分別解体する。

- (1) A L C パネル
- (2) 押出成形セメント板
- (3) メタルカーテンウォール

- (4) P Cカーテンウォール
- (5) ガラスカーテンウォール
- (6) ガラス
- (7) 建具
- (8) その他の外装材

なお、外装材等の取壊しは、取付け部等の状況に十分注意し、倒壊及び落下防止に必要な措置を講ずる。

(12) 躯体

躯体は、次の(1)から(5)までの種類ごとに分別解体する。

- (1) コンクリート
- (2) 鉄筋
- (3) 鉄骨
- (4) 木材
- (5) その他の構造材

(13) 躯体の解体

- ① 解体に当たり、躯体の安定性を常に確認し、施工計画と相違する点が判明した場合は、工事を一時中断し、適切な措置を講ずる。
- ② 解体に重機等を使用する場合は、重機、コンクリート塊等の重量、振動又は衝撃に対して、床、梁又は地盤等に適切な補強を行い、安定性を確保する。
- ③ 躯体工法は、次による。但し、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
 - (ア) 階上からの作業による破碎解体は、次による。
 - (1) 解体は上階から順に、1層ごとに解体する。
 - (2) 大スパンの場合、過荷重を避けるため、複数の重機等を集中させない。
 - (イ) 躯体の地上外周部の解体は、次による。
 - (1) 片持梁等の張出しのある外周部は、外側への転倒を防止する。張出し部分を先行して解体するか又は適切な支持等を行う。
 - (2) 外周部を自立状態とする場合、その高さは2層分以下とし、安全性を確認する。
 - (ウ) 地上外周部の転倒解体は、次により、直ちに一連の作業を終了させる。

なお、転倒解体部分（以下「転倒体」という。）の壁の縁切り、柱脚部の転倒支点の欠き込み等に当たり、事前に転倒防止措置を講ずる。

 - (1) 転倒解体によるコンクリート塊等の飛散、落下等による安全を確保する。
 - (2) 高さは1層分以下とする。
 - (3) 転倒体は、柱2本以上を含み、幅は1～2スパン程度とする。
 - (エ) 部材解体等による場合は、次による。
 - (1) 解体範囲を部材ごと又はブロック単位ごとに、形状、寸法、重量等を十分に検討し、落下及び転倒防止のため仮吊り又は仮支持を行い、切り離す。
 - (2) 切り離した部材又はブロックは、落下及び転倒に十分注意し、地上又はステージ上に降ろして分別解体する。
 - (オ) 地下階、基礎等の解体は、工事中に異常沈下、法面の滑動その他による災害が発生しないよう、災害防止措置を講ずる。
- ④ 異種構造、増改築部等を解体する場合は、接合部の強度等に十分注意し、安全を確保する。

(14) 基礎及び杭

① 基礎等

(ア) 基礎等は、騒音、振動等に配慮し、分別解体する。

(イ) 解体に当たり、周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法とし、関係法令等に基づき、適切な法面又は山留めを設ける。山留めを設ける場合は、本仕様書「4.【仮設工事】特記仕様書（6）山留め」による。

(ウ) 解体箇所に近接する建築物、埋設物等が崩壊又は破損のおそれある場合は、損傷を及ぼさないよう適切な措置を講ずる。

② 杭

杭の処理は、特記による。

(15) 工作物（建築物以外のもの）、さく、照明設備等の付属物

① さく、照明設備等の付属物の解体は、特記による。

② さく、照明設備等の付属物は、分別解体する。

③ 基礎及び杭の取壊しは、本仕様書「（14）基礎及び杭」による。

(16) 構内舗装、樹木等

① アスファルトコンクリート、コンクリート等は、分別解体する。

② 樹木等の伐採伐根及び移植は、特記による。

(17) 地下埋設物及び埋設配管

① 地下埋設物及び埋設配管の解体は、特記による。

② 地下埋設物及び埋設配管は、分別解体する。

(18) 解体後の整地、埋戻し、盛土及び地均し

① 解体後の埋戻し及び盛土は、特記による。

② 解体後の敷地は、地均しを行う。

(19) 仕様書に記載されていない項目について

本仕様書に記載されていない項目については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」（最新版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（最新版）による。

6. 【石綿含有建材除去工事】特記事項

(1) 一般事項

① 適用範囲

大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく石綿を含有する石綿含有吹付材、石綿含有保温材等（石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材）、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材（以下「石綿含有建材」という。）の除去工事に適用する。

② 基本要求品質

石綿含有建材は、安全かつ完全に除去すること。

③ 施工一般

大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令に基づき、施工を行う。

④ 仕上工事

石綿含有建材除去後の仕上工事については、特記による。

⑤ 石綿粉塵濃度測定の実用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所数は、特記による。

(2) 除去工事共通事項

① 専門工事業者

石綿含有吹付材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。

② 石綿作業主任者

石綿含有建材の除去に当たり、石綿則に基づき、石綿作業主任者を選任する。なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習終了者又は平成 18 年 3 月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習終了者とする。

③ 除去作業者

石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。

④ 特別管理産業廃棄物管理責任者

石綿含有吹付材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。

⑤ 施工区画への関係者以外の立入禁止

作業場、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。

⑥ 表示及び掲示は、次による。

(1) 大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。

(2) 「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号）」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。

(3) 石綿則に基づき、次の項目について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。

- a) 石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること
 - b) 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及び症状
 - c) 石綿等の取扱い上の注意事項
 - d) 当該作業場においては保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等
 - e) 石綿のばく露防止対策等の実施内容
- (4) 石綿則に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。
- ⑦ 石綿を保管する容器等への表示
石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱い上の注意事項を表示する。
- ⑧ 保護具等は、次による。
- (1) 作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。
 - (2) 作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護メガネを併用する。
- ⑨ 保護衣及び作業衣は、次による。
- (1) 作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。
 - (2) 保護衣は、JIS T 8115（化学防護服）の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ5）同等品以上のものとし、使い捨てとする。
 - (3) 作業衣は、粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。
- (3) 石綿含有吹付材の除去
- ① 石綿含有吹付材の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を必要としない壁、床、機器等への汚染防止のため、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、負圧隔離養生を行う。
- (1) 壁面、床面等にプラスチックシート等（以下「隔離シート」という。）を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付ける。なお、隔離シートの厚さは、壁は0.08 mm以上のものを1重、床は厚さ0.15 mm以上のものを2重とし、作業場と他の場所を確実に隔離できるものとする。
 - (2) 隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの外部への漏洩を防止するため、作業場、前室、洗身室及び更衣室の連結した3室で構成されるセキュリティゾーン、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所の区画を行う。
 - (3) 洗身室にはエアシャワー設備を設ける。
 - (4) 隔離した作業場及びセキュリティゾーン内は、集じん・排気装置を使用し、石綿粉じんを捕集するとともに負圧を維持する。集じん・排気装置は、石綿粉じんの大気への飛散を防止するためのHEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。
 - (5) 集じん・排気装置は、使用する場所において、使用前に点検し、漏れがないことを確認する。
 - (6) 作業開始後や集じん・排気装置の設置場所を変更した場合等は、粉じんを迅速に測定できる機器により集じん・排気装置の排気口からの漏洩の有無を確認し、異常が認められた時は、直ちに作業を中止し、必要な措置を講ずる。

- (7) その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、作業場及びセキュリティゾーン内が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。
 - (8) 隔離した作業場の内部で除去作業する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。
- ② 工法は、次による。
- (1) 石綿含有吹付材の除去工法は、特記による。特記がなければ、石綿含有吹付材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に、除去する。
 - (2) 除去した石綿含有吹付材等の梱包は、石綿則及び廃棄物処理法に基づき、次による。なお、石綿含有吹付材の飛散防止措置は、湿潤化又は固形化とし、特記による。特記がなければ、湿潤化とする。
 - a) 除去作業場所において、厚さが 0.15 mm 以上のプラスチック袋等の耐水性の材料の中に入れ、袋の中の空気をよく抜いて、密閉する。この際、石綿含有吹付材等が湿潤化又は固形化していることを確認する。
 - b) 前室で、高性能真空掃除機等により、プラスチック袋等の耐水性の材料に付着している粉じんを除去する。高性能真空掃除機は、HEPA フィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機（以下「高性能真空掃除機」という。）とする。
 - c) 前室又は洗身室で、さらに、厚さが 0.15 mm 以上のプラスチック袋等の耐水性の材料をかぶせ、二重に梱包して密封し、「廃石綿等」であることの表示を行う。
- ③ 除去した石綿含有吹付材等の保管、運搬及び処分は、廃棄物処理法に基づき、次による。
- (1) 石綿含有吹付材等の保管は、次の(2)によるほか、標準仕様書[1.3.12（発生材の処理等）(4) (ウ)]による。また、運搬及び処分は、次の(3)及び(4)によるほか、同仕様書「1.3.12（発生材の処理等）(4) (エ) 」による。なお、運搬又は処分を委託した場合は、委託契約書及びマニフェストに、固形化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。
 - (2) 石綿含有吹付材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。
 - (3) 石綿含有吹付材等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有吹付材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。
 - (4) 石綿含有吹付材等の処分は次の a) 又は b) により、処分方法は特記による。
 - a) 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
 - b) 中間処理の場合は、都道府県知事から設置許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。
- ④ 確認及び後片付けは、次による。

- (1) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
- (2) (1)の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
- (3) 隔離シートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。
- (4) 隔離シートに付着した石綿等の粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。必要に応じて、粉じん飛散抑制剤を空气中へ散布して、石綿を沈降させる。
- (5) 隔離シートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。なお、床面の隔離シートの撤去は、(6)の後、最後に行う。
- (6) 設置された足場及び仮設材は、解体前に足場等に付着した石綿等の粉じんを高性能真空掃除機で十分に清掃する等により、付着したものを除去した後、解体し、搬出する。
- (7) 隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物は、標準仕様書[2](イ)及び本仕様書「(3) 石綿含有吹付材の除去②(2)」により、飛散防止措置を講ずる。
- (8) 隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物の保管、運搬及び処分は、標準仕様書[3]及び本仕様書「(3) 石綿含有吹付材の除去③」による。
- (9) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

(4) 石綿含有保温材の除去

- ① 石綿含有保温材等の除去は石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、除去方法は特記による。
 - (1) 切断又は破砕して除去する場合は、標準仕様書[9.1.3 (石綿含有吹付材の除去)]及び本仕様書「(3) 石綿含有吹付材の除去」による。
 - (2) 原形のまま、手ばらしの場合は、②から④までによる。なお、石綿含有保温材等が欠け、破損等した場合には、直ちにそれらをプラスチック袋に梱包し、高性能真空掃除機により清掃する。
 - (3) 石綿含有保温材等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。
- ② 工法は、次による。
 - (1) 石綿含有保温材等の除去工法は、特記による。特記がなければ、石綿含有保温材等を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に、原形のまま、手ばらしで行う。
 - (2) 除去した石綿含有保温材等の廃棄物は、標準仕様書[9.1.3 (石綿含有吹付材の除去)(2)(イ)]及び本仕様書「(3) 石綿含有吹付材の除去②(2)」により、飛散防止措置を講ずる。
- ③ 除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分は、標準仕様書[9.1.3 (石綿含有吹付材の除去)(3)]及び本仕様書「(3) 石綿含有吹付材③」による。
- ④ 確認及び後片付けは、次による。
 - (1) 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
 - (2) (1)の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
 - (3) 養生シート等の撤去に当たっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛

散処理剤を散布する。

(5) 石綿含有成形板等の除去

- ① 石綿含有成形板等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき行う。
なお、石綿含有成形板等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う場合は、特記による。
- ② 工法は、次による。
 - (1) 石綿含有成形板等の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督職員と協議の上、常時湿潤化した状態、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じて作業を行う。但し、石綿を含有するケイ酸カルシウム板第一種を、切断、破砕等により除去する場合は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。
 - (2) 除去した石綿含有成形板等の集積及び積込に当たり、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。
 - (3) 石綿含有成形板等は、湿潤化の上、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。
- ③ 除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分は、次による。
 - (1) 石綿含有成形板等の保管は、次の(2)によるほか、標準仕様書[1.3.12（発生材の処理等）(3)（ウ）]による。また、運搬及び処分は、次の(3)及び(4)によるほか、同仕様書[1.3.12(3)（エ）]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、石綿含有産業廃棄物が含まれることを記載する。
 - (2) 石綿含有成形板等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。
 - (3) 石綿含有成形板等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有成形板等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止の措置を講ずる。
 - (4) 石綿含有成形板等の処分は、次による。
 - a) 石綿含有せっこうボードは、管理型最終処分場で埋立処分する。
 - b) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分は埋立処分又は中間処理とし、適用は特記による。
 - i 埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
 - ii 中間処理の場合は、標準仕様書[9.1.3（石綿含有吹付材の除去）(3)（エ）（b）]及び本仕様書「（3）石綿含有吹付材の除去③(4)b)」による。
- ④ 確認及び後片付けは、次による。
 - (1) 関係法令に基づき、石綿等に関する知識を有する者により、除去が完了したことを確認する。
 - (2) 養生シート等の撤去の当たっては、シート等を十分に清掃する。

(6) 石綿含有仕上塗材の除去

- ① 石綿含有仕上塗材の除去は、石綿側及び大気汚染防止法に基づき、石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じて作業を行う。
- ② 作業場の区画は、次による。
電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、作業場から外部への石綿の飛散防止のため養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。
- ③ 工法は、次による。
 - (1) 除去工事は、特記による。なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。
 - (2) 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重で梱包する。
- ④ 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分は、標準仕様書[9.1.5.（石綿含有成形板等の除去）(3)]及び本仕様書「（5）石綿含有成形板の除去③」による。但し、汚泥として処理が必要な場合は、特記による。
- ⑤ 確認及び後片付けは、標準仕様書[9.1.5（石綿含有成形板の除去）(4)]及び本仕様書「（5）石綿含有成形板の除去④」による。

(7) 仕様書に記載されていない項目について

本仕様書に記載されていない項目については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（最新版）を適用する

以上

7. 提出書類一覧表

工事着手前提出		(市提出部数)
☐ 工事着手届	(契約後7日以内)	1 部
☐ 契約工期工程表	(契約後7日以内)	1 部
☐ 現場代理人届	(契約後7日以内)	1 部
☐ 主任技術者又は監理技術者選任届兼誓約書（資格証明書添付）	(契約後7日以内)	1 部
☐ 契約保証金納付書（控）、契約保証金納付書、契約保証金還付通知書	(契約後7日以内)	1 部
☐ 役員名簿・暴力団排除条約誓約書等	(契約後7日以内)	1 部
☐ 施工体系図・緊急連絡先一覧表	(契約後7日以内)	1 部
☐ 請負代金内訳書	(契約後7日以内)	1 部
☐ 火災保険・建設工事保険・履行保証保険等の保険証書写し	(契約後14日以内)	1 部
☐ 登録内容確認書（工事実績）コリンズ [工事請負金額 500万円以上の場合]	(契約後14日以内)	1 部
☐ 建設業退職金共済証紙購入届又は建設業退職金共済証紙非購入届	(契約後30日以内)	1 部
☐ 前払金申請書・前払金（保証証書） [前払金を利用する場合]	(契約後30日以内)	1 部
☐ 施工体制台帳（再下請通知書及び二次下請契約書含む）	(契約後30日以内)	1 部
請負契約書及び下請契約書（基本契約書・注文書・請書）の写し		
技術者資格・建設業許可の写し、作業員名簿、特定技能外国人現場入場届出書の写し		
☐ 実施工程表	(契約後30日以内)	1 部
☐ 総合施工計画書（仮設計画含む）	(契約後30日以内)	1 部
☐ 建設廃棄物処理委託契約書（運搬・処理）写し	(契約後30日以内)	1 部
☐ 再生資源利用促進計画書（再資源化を行う場合）	(契約後30日以内)	1 部
☐ その他（市が要求する書類等）		部
工事中提出（随時）		
☐ 登録内容確認書（工事実績）コリンズ [変更契約を行った場合]	(変更契約後10日以内)	1 部
☐ 定例会議事録・工事打合せ議事録等		1 部
☐ 月間、週間工程表又は工種別工程表		1 部
☐ 月例報告書、工事進捗（履行）状況、工事管理月報等		1 部
☐ 機器・使用材料・施工図等の承認願（カタログ・色見本等含む）		1 部
☐ 外壁等調査報告書（外壁改修工事等を行う場合）		1 部
☐ アスベスト事前調査報告書		1 部
☐ その他（市が要求する書類等）		部
工事完了時提出書類（竣工時）		
☐ 工事請負契約書写し		1 部
☐ 変更契約書書写し（変更契約を行った場合）		1 部
☐ 登録内容確認書（工事実績）コリンズ	(完成後10日以内)	1 部
☐ 工事完了届		1 部
☐ 自主検査記録		1 部
☐ 工事監理者検査記録		1 部
☐ 工事竣工検査願		1 部
☐ 工事竣工引渡書		1 部
☐ 竣工写真アルバム（工事写真含む）		1 部
☐ 機器取扱説明書、保証書等		1 部
☐ 機器性能試験成績表		1 部
☐ アスベスト事前調査報告書		1 部
☐ 試験結果報告書（アスベスト分析結果等）		1 部
☐ 官公署届出写（各種届出書、検査済等）		1 部
☐ 主要な材料機器一覧表（備品リスト・鍵リスト等）		1 部
☐ 出荷証明書		1 部
☐ 産業廃棄物処理報告書（マニフェスト票（A票、B2票、D票、E票）・集計表等添付）		1 部
☐ 再資源化等報告書（再資源化を行う場合）		1 部
☐ 室内空気中の化学物質濃度測定結果報告書（濃度測定を行う場合）		1 部
☐ 工事記録（工事打合簿・検査立会い記録等）		1 部
☐ 安全管理記録 ・安全日誌、警備日報、足場等点検記録、使用機械・車両等の点検記録等 ・災害防止協議会活動記録・安全巡視、TBM、KY活動記録・新規入場者教育実施記録等		1 部
☐ 週休2日制工事履行報告書（現場閉所「現場休息」履行報告書）		1 部
☐ 完成図（Cadデータ、Jww形式とPDF形式共）		1 部
☐ 出来高内訳書（RIBC・Excelデータ共）		1 部
☐ 出来高数量計算書（Excelデータ共）		1 部
☐ 変更工事図面（Cadデータ、Jww形式とPDF形式共）		1 部
☐ 保証書写し（原本は別冊にまとめ提出して下さい）		1 部
☐ 竣工図 原図版2つ折製本 A4版サイズ（表紙・背表紙文字入）		2 部
☐ その他（市が要求する書類等）		部

8. 加東市週休2日制工事特記仕様書 【建築工事（電気設備・機械設備工事含む）】

1. 趣旨

本仕様書は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に鑑み、建設業における労働環境を改善し、建設技術者を中心とする将来の担い手確保を図ることを目的に、加東市発注の建築工事（電気設備・機械設備工事含む）における週休2日制工事を促進するために、必要な事項を定める。

2. 適用

加東市が発注する建築工事（電気設備・機械設備工事含む）における週休2日制工事は、令和8年4月1日以降に公告する工事から適用する。

3. 用語の定義

（1）週休2日

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。次の（2）に定める期間は、振替休日の対象としない。

（2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（工事目的物の施工に係る現場作業が完了した日）までの期間をいう。但し、次の①～⑤に掲げる期間を含まない。

- ① 年末年始6日間（12月29日から1月3日）
- ② 夏季休暇3日間
- ③ 工場製作のみを実施している期間
- ④ 工事全体を一時中止している期間
- ⑤ その他、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

（5）週休2日の達成基準

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

また、現場休息率の算定において、現場休息日数には現場閉所日数を含める。降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含める。

4. 対象工事

「週休2日制工事」は、原則として加東市が発注する建築工事（電気設備・機械設備工事含む）に適用する。但し、次の①～⑥の工事は対象外とする。

- ① 点検・清掃・除草等の作業
- ② 災害に伴う緊急工事及び応急工事

- ③ 単価契約等の工事
- ④ 現地作業が1週間に満たない工事
- ⑤ 設計価格が200万円以下の工事
- ⑥ その他市長が対象外と認める工事

5. 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」等に基づき、週休2日を前提とした適正な工期を設定する。

6. 発注方式

発注者指定方式

加東市は、発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する方式とする。

7. 週休2日制工事の見える化

受注者は、施設管理者や監督職員の承諾後、週休2日制工事である旨を仮囲い等に明示する。記載内容は、工事看板例[別紙1]を基本とする。

8. 現場閉所（現場休息）の実施状況の確認

（1）工事着手前

- i 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「工事実施工程表（様式1）」を受注者から受領し、通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ii 監督職員は、工事着手日及び工場製作のみを実施している期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定し、対象期間の設定を行う。
- iii 複数の工事が分離発注される工事では、他の工程の工事にも留意の上、設定を行う。

（2）工事着手後

- i 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「工事実施工程表」等により現場閉所（現場休息）の状況を確認し、受注者と調整を行う。
- ii 受注者は、当月の実績（通期の週休2日の場合は工事着手から当月までの実績）を「現場閉所（現場休息）実績報告書（様式2）」に記入し、翌月5日までに監督職員に提出する。また、翌月の休日取得計画を「工事実施工程表（様式1）」に記入し、当月末日までに監督職員に提出する。
- iii 監督職員は、受注者が作成する「工事実施工程表（様式1）・現場閉所（現場休息）実績報告書（様式2）」により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- iv 受注者は、現場閉所（現場休息）の実施状況を確認するため、監督職員から指示があった場合は、作業日報等を提示し、確認を受ける。

（3）その他の留意事項

- i 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ii 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注工事含む）の調整を適切に実施する。
- iii 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

（4）元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施に当たり、受注者は、工期や契約金額等について下請業者に不利益が生じることの無いよう、調整し連携を行う。

9. 週休2日実施の履行確認

週休2日実施の履行確認は、受注者より提出された「現場閉所（現場休息）履行報告書（様式3）」により行う。

10. 提出書類一覧

- ① 「工事実施工程表（様式1）」（Excel フォーム貸与可）
現場閉所（現場休息）の予定日を記載し、当月末までに監督職員に提出する。
- ② 「現場閉所（現場休息）実績報告書（様式2）」（Excel フォーム貸与可）
当月の実績を記入し、翌月5日までに監督職員に提出する。
- ③ 「現場閉所（現場休息）履行報告書（様式3）」（Excel フォーム貸与可）
週休2日制（4週8休以上）工事であることの履行確認のため、工事完成后、速やかに監督職員に提出する。

以上

加東市役所 都市整備部 都市政策課（0795-43-0517）

< 週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例 >



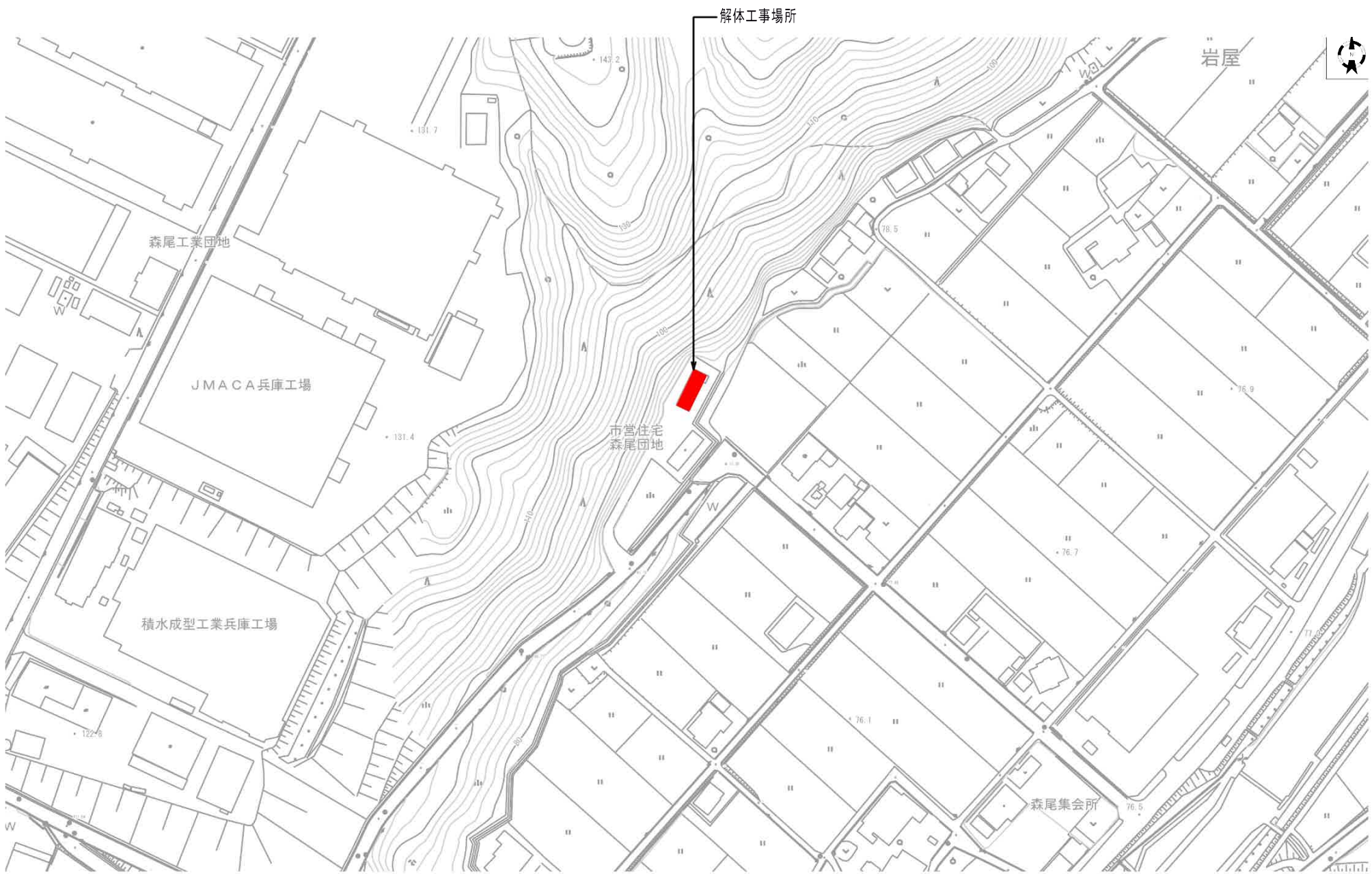
9. 公共建築工事共通費積算基準特記仕様書

1. 公共建築工事共通費積算基準の適用

令和8年度に発注する建築工事の工事価格算定は、公共建築工事共通費積算基準の「公共建築工事共通費積算基準（令和7年改訂）」を適用する。

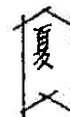
以上

令和8年度 市営住宅森尾団地2号棟解体工事

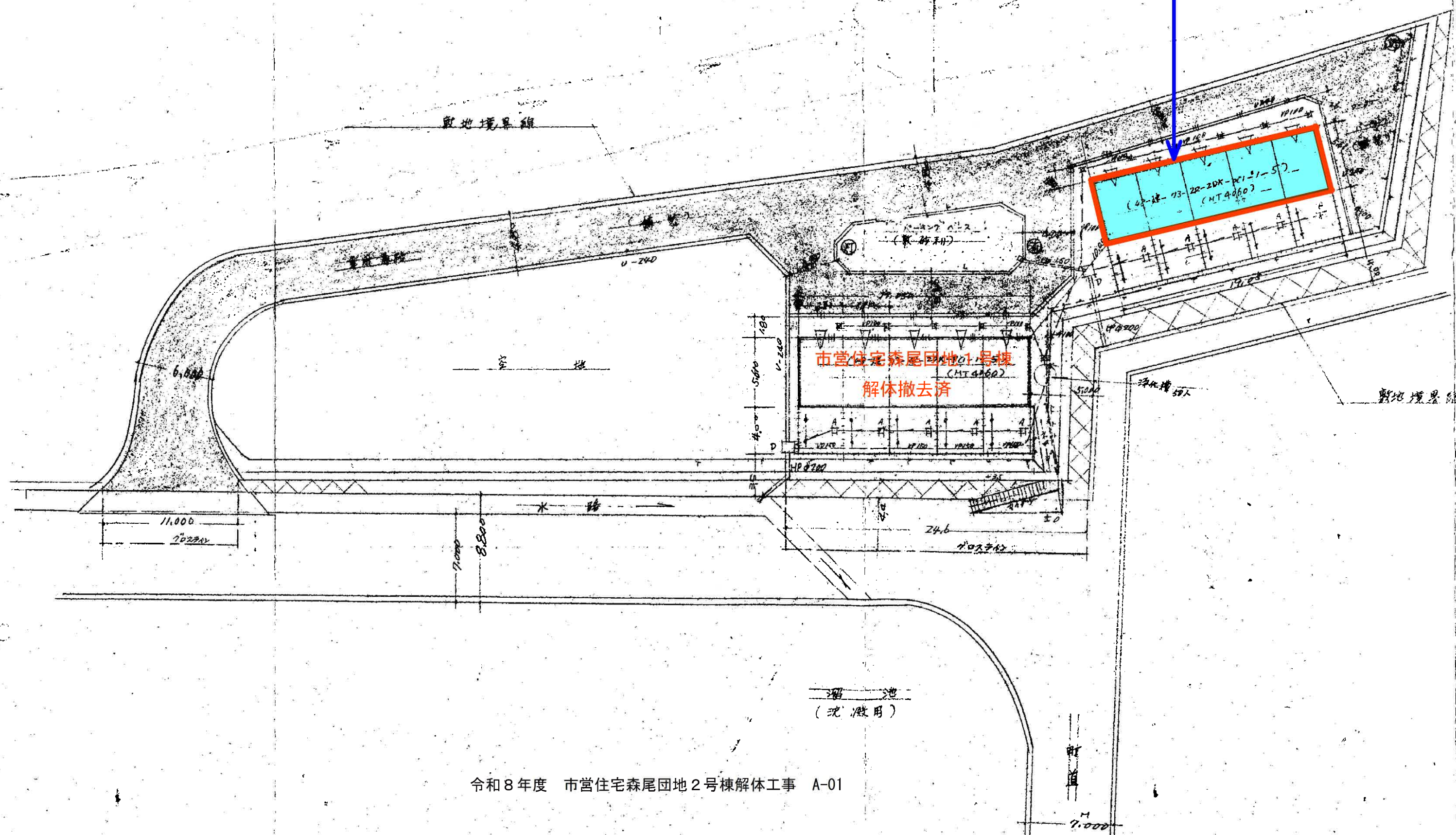


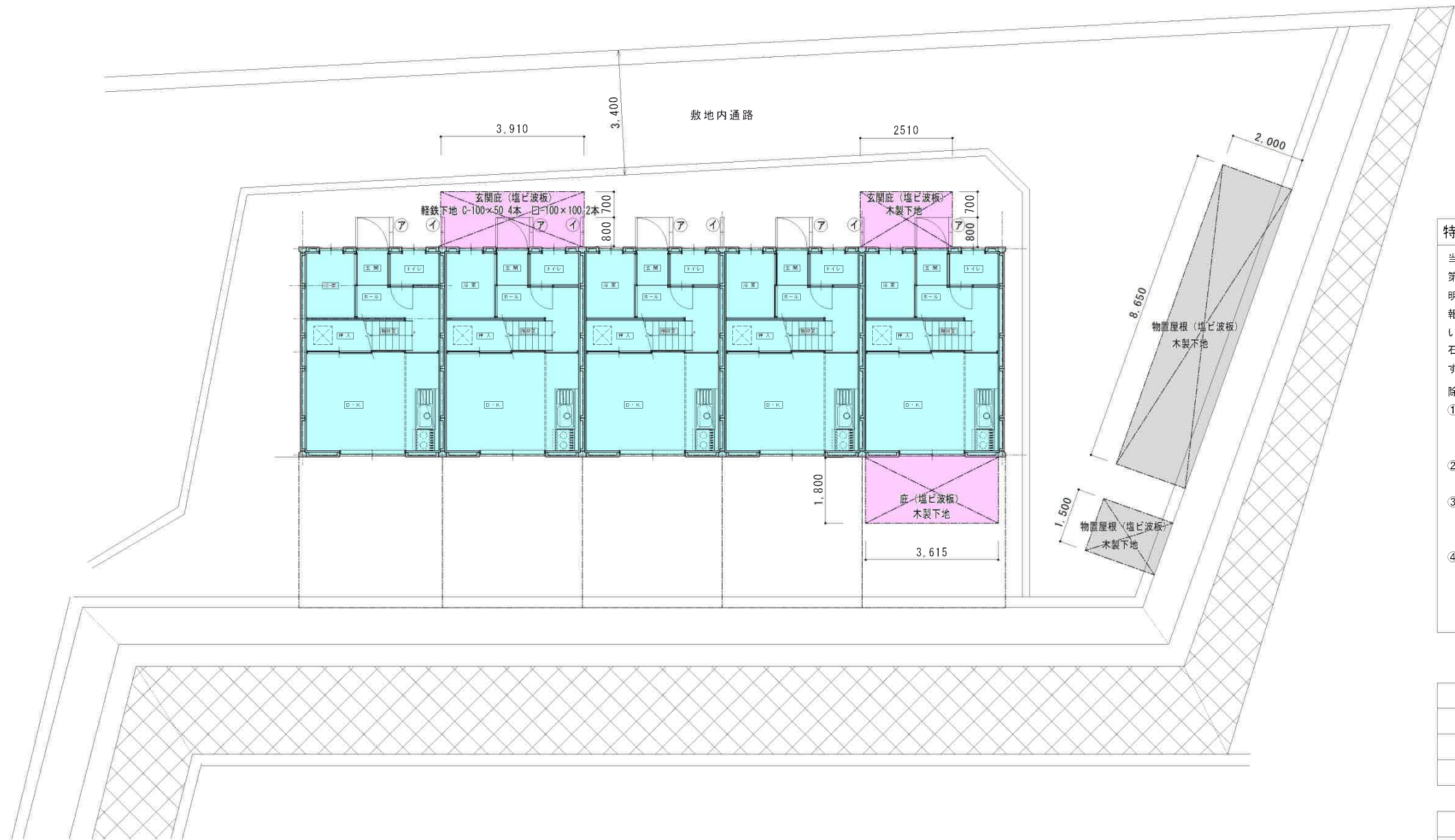
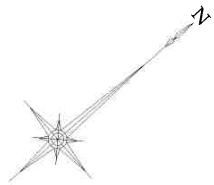
付近見取図 S=1/2500

東、東町營住宅森尾団地配置図

$$SC = 1 \times 300$$


市営住宅森尾団地2号棟





市営住宅森尾団地2号棟 配置図 (S=1/100)

特記事項（石綿含有形成板等の除去について）

当解体建物は、2021年2月26日付け石綿障害予防規則第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書（証明書）が作成されている。
報告書では、建物内部のDK、流し台・コンロ台の設置している内壁部（ケイカル板）にアスベストが検出されている。石綿含有形成板等を除去する時は石綿飛散防止対策を遵守すること。

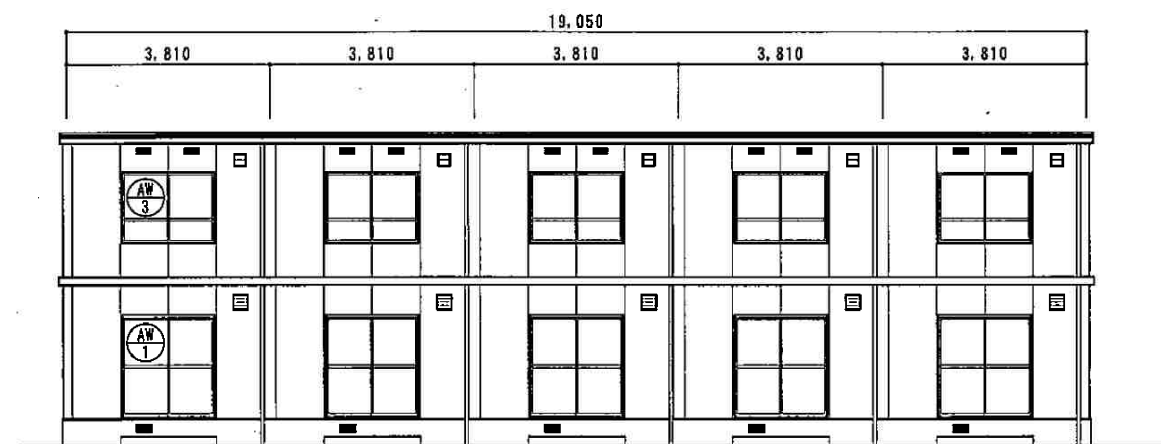
- 除去作業現場においては、次の4項目を厳守し作業する。
- ① 解体作業場の養生
窓等の開口部をテープで目張りすると共に隔離シートで隙間をふさぐ。
 - ② 湿潤化
石綿含有形成板等に直接散水・噴霧して湿潤化する。
 - ③ 除去作業
石綿が飛散しないように手作業により出来るだけ原形のまま取り外す。
 - ④ 後片付け
取り外した材料は原則として湿潤化して出来るだけ破損しないように丁寧に扱う。
高性能真空掃除機にて清掃を行う。

面 積 表 (m2)	
1 階床面積	106.87
2 階床面積	106.87
延べ床面積	213.74

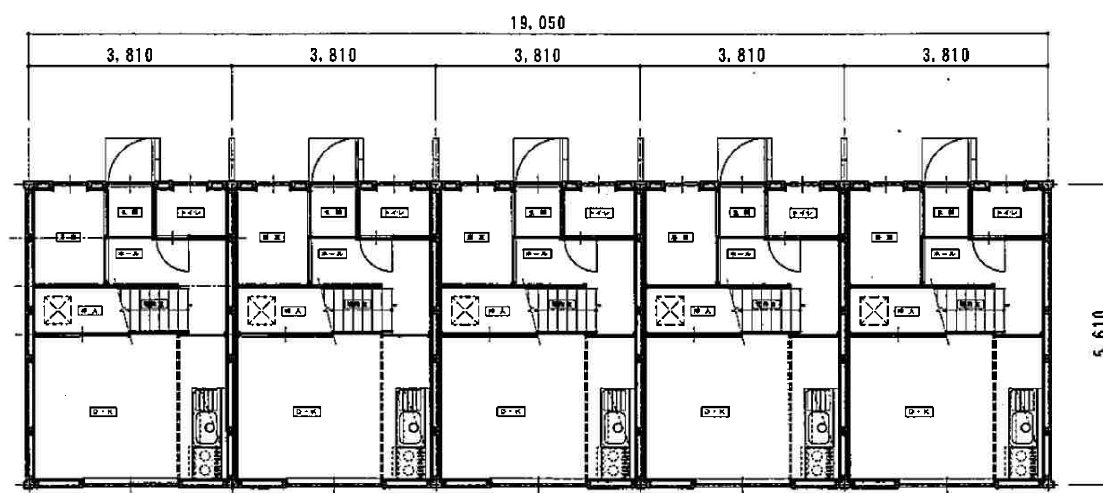
凡 例	
㊦	玄関ポーチ部 CB100 2枚×3段 (H=600)
㊦	界壁部控え壁 CB100 2枚×9段 (H=1800)
	付属物解体撤去 底部分。
	付属物解体撤去 物置部分。
基礎杭	基礎杭は杭頭切とする。（基礎杭存置）



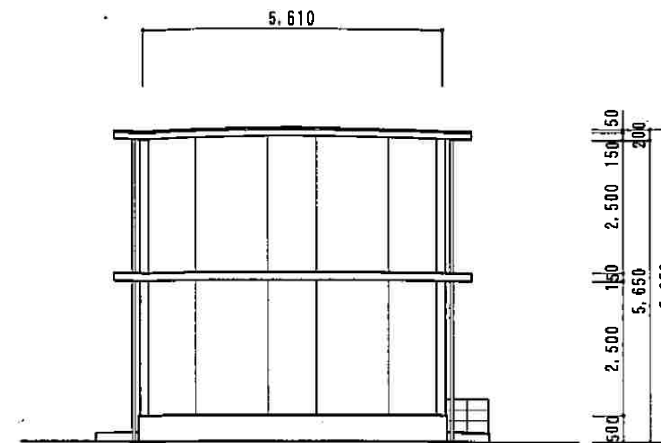
西側立面図 (S=1/100)



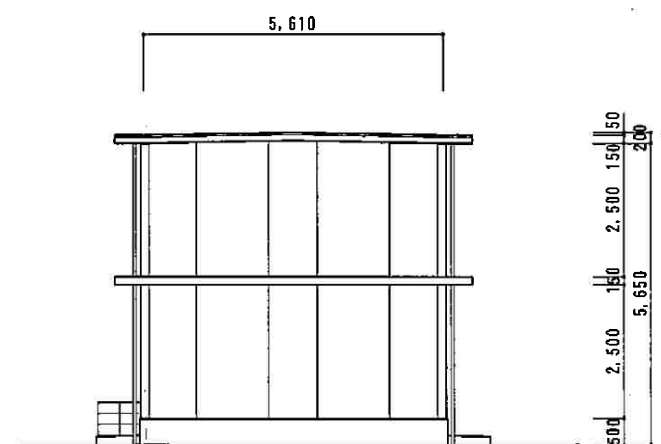
東側立面図 (S=1/100)



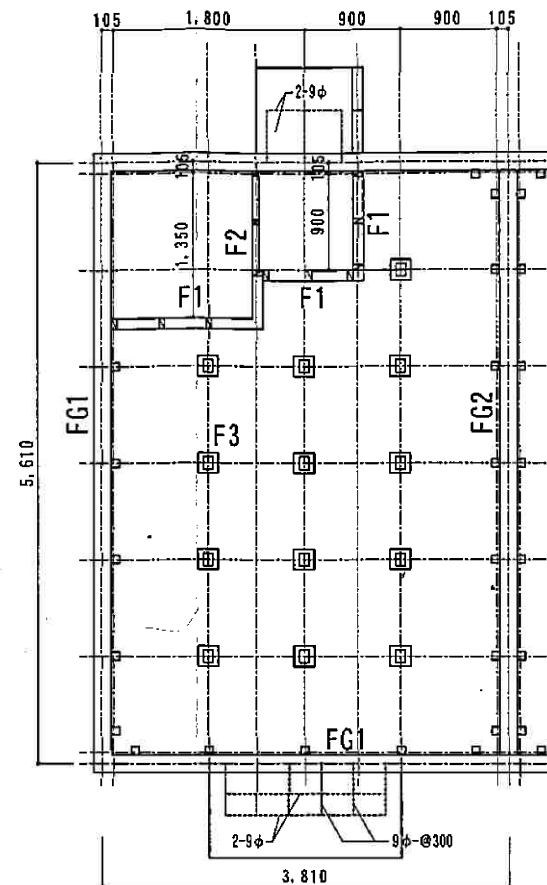
1階平面図 (S=1/100)



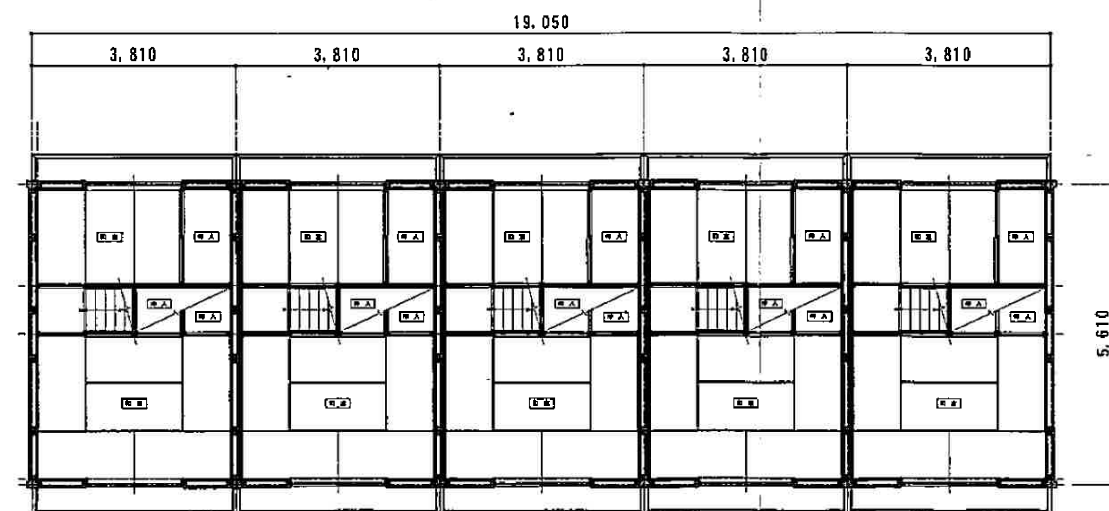
北側立面図 (S=1/100)



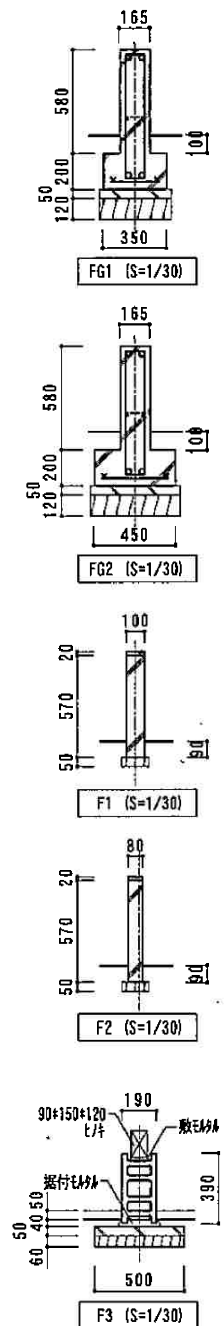
南側立面図 (S=1/100)

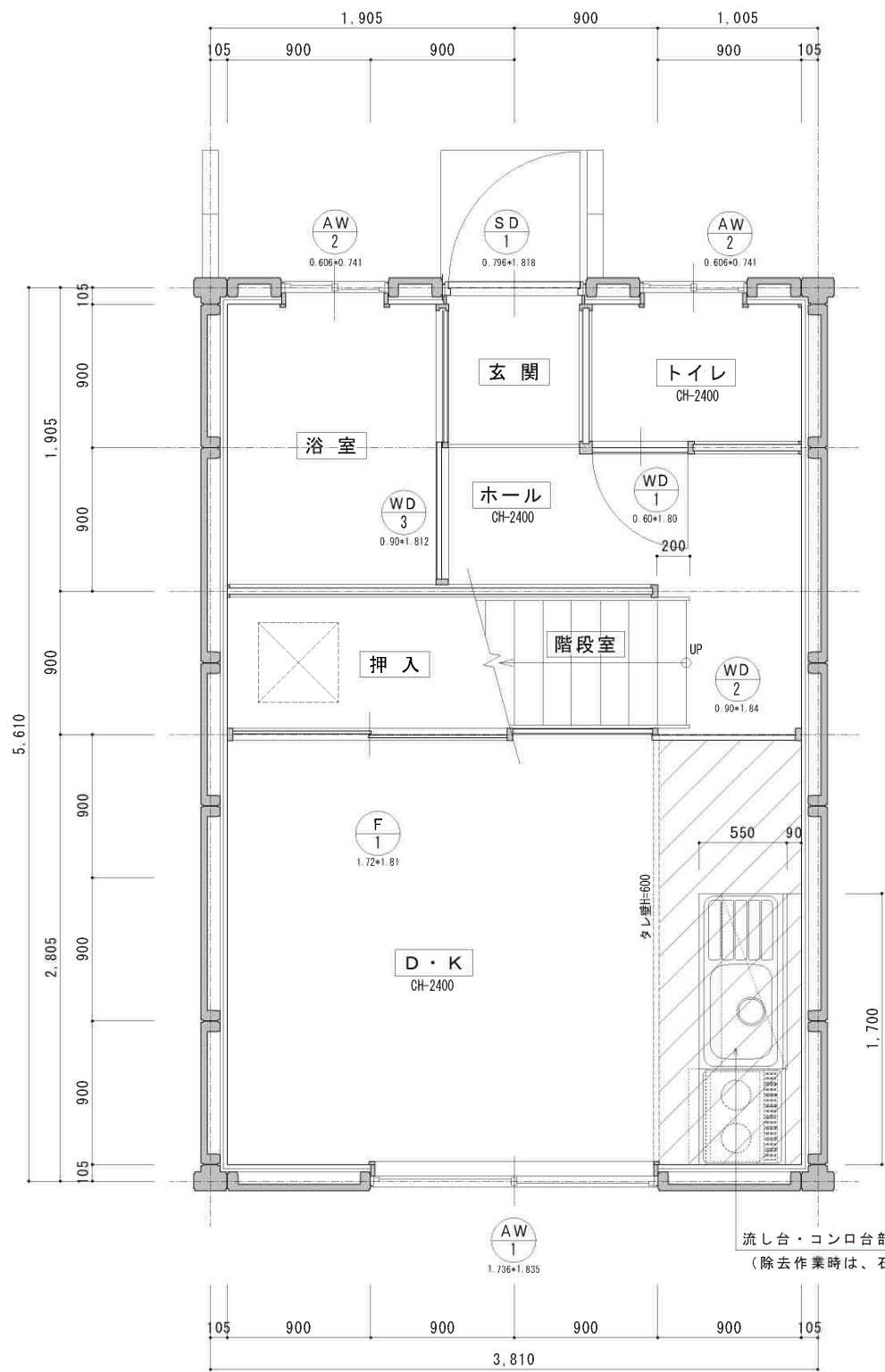


基礎伏図 (S=1/50)



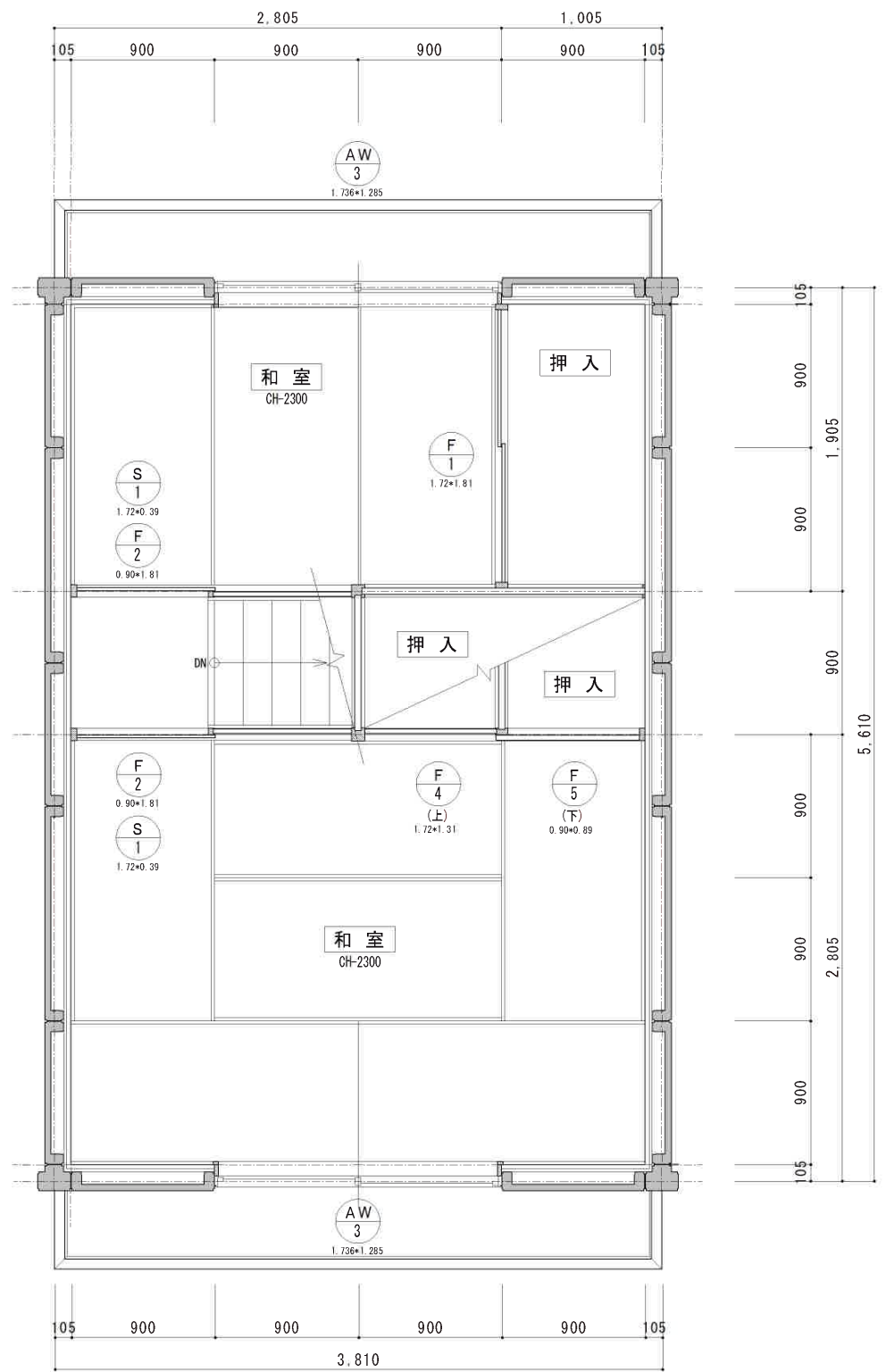
2階平面図 (S=1/100)





1階 平面詳細図

流し台・コンロ台部分の内壁・天井（ケイカル板）石棉含有材除去
（除去作業時は、石棉飛散防止対策を遵守する事）



2階 平面詳細図

仕上表 ※特記なき限り1階・2階共通とする

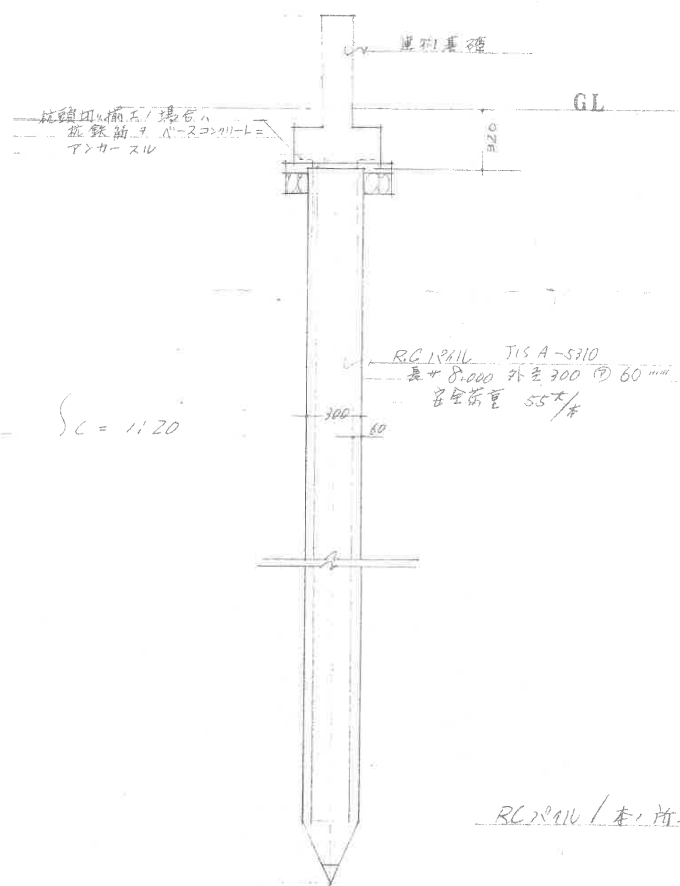
符号	名称	【改修後】仕上	符号	名称	仕上	符号	名称	仕上	符号	名称	仕上
1	床	既存床撤去（下地共） 構造用合板 t=28 + 樹脂製PE樹脂整材（グー東） + 構造用合板 t=12の上、CFシート貼り	4	キッチン壁	既存ケイカル板 残置 下地処理の上、EP塗	A	玄関壁	既存ケイカル板 残置 下地処理の上、EP塗	D	洗面台・洗濯パン	既存洗面台・洗濯パン 残置 下地処理の上、EP塗
2	床	既存CFシート撤去 下地処理の上、CFシート貼り	5	天井	既存GB-D 撤去 天井下地GB-R t=9.5（吊木共）の上、ビニルクロス貼り	B	床下点検口	600×600 7mm製鉄 ステンレス目地			
3	壁	既存ブリス合板 残置 ラワン合板 t=5.5の上、ビニルクロス貼り	6	キッチン天井	既存ケイカル板 残置 下地処理の上、EP塗	C	キッチン	流し台 W1100、コンロ台 W600、吊戸棚 W1100、レンジフード W600（LIXIL GKシリーズ 同等） 水栓金具、ガスホック、LED手元灯、換気扇φ200			
記事						所長 管理建築士 総括 担当 作図			工事名 令和8年度 市営住宅森尾団地2号棟解体工事 設計図		
加東市役所									日付 平面詳細図（参考図） A1 5/1/20 5/1/20		
〒672-1483 兵庫県加東市社50番地 TEL 0795-42-3301（代表）									整理番号 図面番号 A-04		

建具表 1:80

記号	AW 2A	AW 2	AW 2B	AW 2C	AW 2D	AW 2E	AW 2F	AW 2G	AW 2H
形状 寸法									
場所 構造 仕様 金物	台付 2) 窓イアルミサッシ付 見込63%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込63%	台付 2) 窓イアルミサッシ付 見込63%	台付 2) 窓イアルミサッシ付 見込63%	台付 2) 窓イアルミサッシ付 見込63%	台付 2) 窓イアルミサッシ付 見込63%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込63%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込63%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込63%
記号	AW 2A	AW 2	AW 2B	AW 2C	AW 2D	AW 2E	AW 2F	AW 2G	AW 2H
形状 寸法									
場所 構造 仕様 金物	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%
記号	AW 2A	AW 2	AW 2B	AW 2C	AW 2D	AW 2E	AW 2F	AW 2G	AW 2H
形状 寸法									
場所 構造 仕様 金物	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%	吊 2) 窓イアルミサッシ付 見込86%

建具キープラン 1:100

図面名称	建具表	縮尺	1:80	兵庫県建築部住宅開発課
年度	工事名称	建具表	縮尺	兵庫県建築部住宅開発課
図面名称	建具表	縮尺	1:80	兵庫県建築部住宅開発課



RC PILE / 本、所要耐力 = 11t/本 x 4 =

特殊基礎
RC PILE 打、計算

NO. 3, NO. 5 = 数計
W. 断面 $1.872 \times 1.905 = 2.8t$
戸境 $3.296 \times 1.4 = 4.61t$
ΣW = 7.41t

短期荷重、長期荷重 0.1, 0.4 x 4
長期採用 2.8t
55t/本 OK

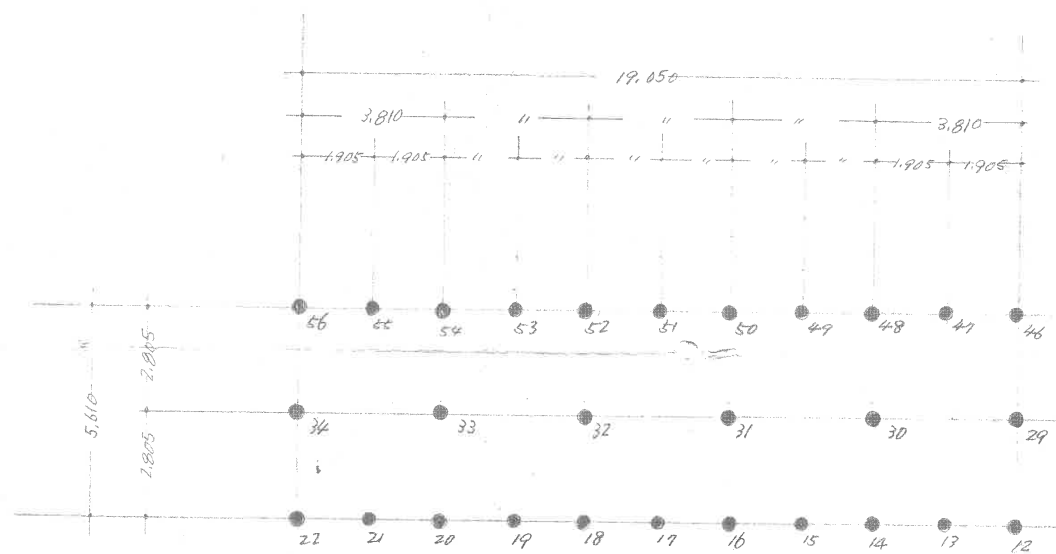
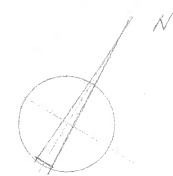
地質 AL 11, 7.5M 下 = 7 N 値 SD
∴ $L = 8,000$ 外至 300 @ 60 W1 OK

NO. 24, NO. 25
W. $3.296 \times 2.8 = 9.229t$ (杭耐力 17%) OK
W2 $L = 8,000$ 外至 300 @ 60 7 OK

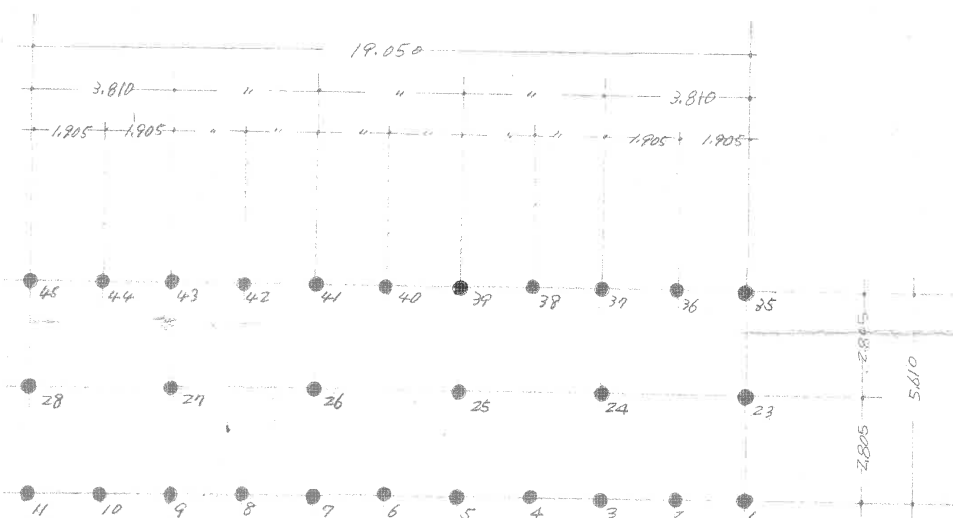
各杭毎 = 最終沈下量、記録スルヲ

基礎、検討

戸境 長 M 杭 $\frac{3.296 \times 2.8 \times 1.7}{20} = 1.7m$
M 杭 $\frac{3.296 \times 2.8 \times 1.7}{12} = 2.16m$
地震 M = 2.06 (標準設計構造計算書より)
SM = 1.7 + 2.16 = 3.06m
*D = 1780 d = 1100 $\bar{f} = 810$
 $\bar{f} \times J = 147$ $\eta = \frac{7.06}{1.47} = 2.36$
∴ 2-16 の 7 OK
杭側基礎底力、戸境 2.16m 以下
左土配筋 2-16 の 7 必要



特殊基礎 RC PILE 打設計図



RC 杭打 仗図

SC = 1:100

建物、配管、配電図、通